

## 会 議 錄

### 1 会議名

令和 7 年度 第 4 回和田区地域協議会

### 2 議題（公開・非公開の別）

報告（公開）

（1）公の施設の使用料等の見直しについて

### 3 開催日時

令和 7 年 10 月 15 日（水）午後 6 時 30 分から午後 7 時 10 分まで

### 4 開催場所

ラーバンセンター 第 4 研修室

### 5 傍聴人の数

0 人

### 6 非公開の理由

—

### 7 出席した者（傍聴人を除く）氏名（敬称略）

・委 員：秋山会長、横田副会長

　　泉委員、近藤（浩）委員、近藤（美）委員、齊藤委員、角谷委員、

　　西片委員、牧田委員、山岸委員、渡邊委員（欠席 3 人）

・資産活用課：戸松副課長、杉山主任

・事務局：南部まちづくりセンター 大島所長、小池副所長、石黒係長

### 8 発言の内容

#### 【石黒係長】

・阿部委員、高橋委員、西田委員を除く 11 人の出席があり、上越市地域自治区の設置に関する条例第 8 条第 2 項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告

・同条例第 8 条第 1 項の規定により、議長は会長が務めることを報告

#### 【秋山会長】

・会議の開会を宣言

・会議録の確認：山岸委員に依頼

## — 次第2 報告（1）公の施設の使用料等の見直しについて —

### 【秋山会長】

次第2 報告（1）公の施設の使用料等の見直しについてに入る。

担当課に説明を求める。

### 【資産活用課：戸松副課長】

資料No.1、1－2により説明

### 【秋山会長】

ただ今の説明について、質問や意見を求める。

平成27年10月に使用料等を見直したということだが、これは合併から10年経っての見直しかと思う。その際、市民を交えての検討委員会があったように記憶している。今回のスケジュールを見ると淡々と進んでいくという印象を受けたのだが、その辺を分かる範囲で結構なので伺いたい。

### 【資産活用課：戸松副課長】

平成27年度の減免や使用料の見直しの時に、市民を交えた検討委員会を設置した。今回の見直しでは、利用者や地域協議会への説明に加えて、市のホームページでの周知や市民向けアンケート調査の実施、また、当時にはなかった市の公式LINEでもアンケート調査を実施するほか、施設にもアンケート用紙を設置するなど広く市民の皆様から意見をいただきながら見直していきたいと考えている。今のところ検討委員会をどうするかは未定であり、実際に設置するかどうかは現段階でお答えできかねるという状況である。

### 【泉委員】

1点目、使用料の値上げによってさらに利用者が減少していくのではないか。利用者の負担が高いために誰も利用しなくなる懸念がある。次に、なぜ地域のサービス、行政サービスが受益者負担になってしまって、行政の負担を少なくしようとしているのか。サービスの減少だと思う。もう1点、近々市長選挙が行われどうなる

か分からない中で、なぜこの時期にこういう問題を提起するのか。新市長が全部行政で面倒を見るという発言をされたらどうするのか。

**【資産活用課：戸松副課長】**

1 点目、使用料の値上げによってさらに利用者が減少するのではないかという質問について。もちろん大幅に使用料を値上げした場合、利用者の減少につながるということも想定している。物価の高騰により受益者負担を求めていかざるを得ない状況とはいえ、極端に3倍、4倍、5倍と大幅に値上げすると委員のおっしゃるとおり利用者の減少につながる場合もあるので、今回の基本方針案では現行使用料の1.5倍を改定後の使用料の上限として設定し、取組を進めているところである。

2 点目、行政サービスについて、受益者負担を求めるというのがどうかという話かと思う。公の施設の場合、学校や図書館など市町村として必ず設置しなければいけない施設、また、民間でも同種のサービスが基本的にはあまり提供されていない施設については公益性が高いということで受益者負担を求める。一方で、宿泊温泉施設や観光施設については、民間でも同種のサービスが提供されている場合もあるので、それについては利用者の負担を求めていく。なぜかというと、施設を利用していない人も含む市民全体の税からの支出は増えていくのに、施設を利用する人の負担が増えないというのは不公平なのではないかと考えるものである。これについては受益者負担を物価高騰に合わせて求めていくことで解決していくたい。

3 点目、市長選挙が行われるこの時期になぜこのような提案をするのかということだが、これは市長が誰になるかにかかわらず、物価が高騰しているのも事実であり、受益者負担を求めていかないと財政的にも厳しくなるというのも事実であるため、市長選挙の結果に關係なく、るべき提案をしている。

**【泉委員】**

それにしても1.5倍とは50パーセントの値上げである。今スーパーに行っても50パーセントも一気に値上げするものなどない。極端な値上げではないか。もっと知恵は出ないのか。全て受益者負担ではなくて、例えば、大和の野球場もネーミングライツの手法など、いかにして受益者負担を少なくするか考えていただきた

い。

### 【資産活用課：戸松副課長】

1点目だが、50パーセントの値上げというのはすべての施設を50パーセント上げるという意味ではなくて、改定したとしても上限を50パーセントとすることを基本方針として定めるものである。個別施設で例外はあるかもしれないが、基本方針としては、現行額の1.5倍が上限である。すべて50パーセントに値上げするというものではない。

2点目、受益者負担を求める以外、要は値上げする以外で知恵はないのかという指摘について、具体的にネーミングライツとおっしゃったが、そのような案もあると思っている。ネーミングライツについては、市でも検討しており、令和6年度に民間事業者の意向を把握するため、「公共施設のネーミングライツ導入検討に関するサウンディング型市場調査」を実施した。サウンディング型市場調査の中で、当市においてはネーミングライツの需要はあっても強い需要ではなく、高額な命名権料をいただける状況ではないという状況が分かった。例えば、新潟市や県庁所在地の大規模施設だと高額なネーミングライツ料となる場合もあるが、当市ではそういう状況だとは考えていない。ただ、泉委員がおっしゃったとおり大事な観点だと思っているので、今すぐではないがネーミングライツの手法は検討を進めていきたいと考えている。

### 【近藤（浩）委員】

泉委員がおっしゃったネーミングライツというのは、あくまで一例でこういうのがあるということで、市としてもう少し考えてくれということだと思う。あまりネーミングライツばかりにこだわらないで、ネーミングライツの需要が少ないのもわかる。全体の話の流れから、まず値上げありきということで話がどんどん進んでいくと思うので、やはり民間だったらいかにお客を増やすか、経費を削減するか、利用者に喜んでいただくかを検討すると思うので、その辺の観点が少し足りないのでないか。私も孫を連れて水族館に年間3、4回行くが、1,800円くらいの入館料が3,000円になつたら正直困る。値上げするのは簡単であるが、市民の楽しみというか市民の懐をあまり痛めないような知恵や工夫、もっとお客様を呼ぶよう

な工夫を同時で進めさせていただかないと、値上げばかり全面に出しても市民の理解は得られないと思う。

【資産活用課：戸松副課長】

知恵や工夫、もちろんネーミングライツだけではなくて、それ以外の部分で集客だとか収入を増やすような取組を考えたのかというご意見だと思う。それについては、施設の所管課を中心に市として考えていくべきことである。指定管理施設であれば指定管理者と協力して考えていくべきことである。ただ、物価が高騰しているのも事実で、新潟県の最低賃金もこの10月1日から1,000円を超えた。必要な価格転嫁をしていかないと、施設がそもそも維持できないという状況になっているのも事実である。市民の皆様に負担を強いる話になるので心苦しいが、ご理解願いたい。

【泉委員】

今日テレビを見ていたら、国立競技場まで命名権者を募集している。国でさえそういうふうに知恵を出そうとしているのだから上越市も知恵を出してほしい。値上げなんて一番簡単な方法、燃料がかかるから値上げする。これは誰でもできる話である。努力や知恵を出してその上でまだ足りないから値上げを市民にお願いする。それをしていかないと行政サービスにならないのではないか。行政サービスをどのように充実させていくかが最も大事だと思う。

【横田副会長】

部活動の地域移行の関係で、運動施設や体育施設、文化施設も含めてだが、クラブの減免措置の方法を考えていただきたい。また、附帯設備、例えば野球場だとナイターとかも同じように値上げの範囲が1.5倍上限という考え方なのか。

【資産活用課：戸松副課長】

今部活動の地域移行が進んでいて、それについて減免措置の継続を求めるというご意見だと思う。それについては、地域クラブの担当課が考えていくことになる。

附帯設備の値上げについても、1.5倍を上限に値上げの対象にはなってくるものと考えている。

【横田副会長】

施設だけではなくて設備を含めて全て 1.5 倍上限という考え方でよいのか。施設だけは変わらないが、附帯設備だけ 2 倍になるということはないのか。

【資産活用課：戸松副課長】

原則はそのとおりである。ただ、あくまで基本方針なので、例外的な事情で 1.5 倍を超える可能性はあるが、それは極めて例外的な話なので、基本方針としては 1.5 倍が上限である。

【秋山会長】

今回は公の施設の利用料金等の話だが、冒頭の説明で 1,000 あった公の施設が 612 になったというのは、今後廃止される公の施設がまだある中での話なのか、ほぼ縮減が済んでいるのかお聞かせいただきたい。

【資産活用課：戸松副課長】

平成 17 年の合併地点で約 1,000 あった施設数が市民の皆様のご協力のもと令和 7 年 4 月 1 日現在で 612 に大きく減っている。これはもともと平成 17 年の市町村合併が全国最多の 14 市町村の合併だったので、ほかの自治体に比べて非常に施設数が多かったというところで減らしてきた。612 という数は最も減らした状態でこれ以上減らす必要がないのかというとそうではない。今後の財政状況やまちづくりを考えた時にまだ機能集約を進めていく必要があり、例えば、名前は違うが実質的に集会施設というようなことも見受けられる。実際、会議など、人が集まって話し合うことができる施設が求められているが、施設の名前だけ違うが、地域には様々な施設が残っている。機能集約を進めてさらに減らしていくかなければいけないと考えている。

ただ一方で、無理に減らすというのではない。単純に利用が少ないという理由で減らすと人口が少ない地域については公共施設がなくなってしまうことになる。それでは上手くないので、まちづくりの観点で、施設の適正配置を考えながら対応していく必要があるかと思っている。

【齊藤委員】

約 600 に集約されたということで、私ははっきり言って、大きな金額の税金を投入しているので、住民サービスの観点から検討しながら、廃止する時はもうきつ

ぱり廃止すればよいと思う。これから高齢化が進んでいく中で住民サービス、温浴施設の受益者負担率が70パーセントとあったが、どのように社会に対するサービスを行っていくかは大変な問題だと思う。おそらく5年くらいの短いスパンで検討していかないと状況には追い付いていかない。大変な仕事だと思うし、大事なことだと思うので、割り切る時は割り切る、やるときはやるという形で進めていただければよいのではないか。

**【資産活用課：戸松副課長】**

施設には大変お金がかかっている。大事な税金をかなり投入しているという状況である。今後も人口減少が進んだ場合、今ある612の施設を10年後、20年後、30年後、40年後、50年後までずっと維持できるかといったら実際できないと思う。仮に612施設をそのまま残したとしても修繕はままならない。老朽化して壊れたら壊れっぱなしの施設が残るということになる。それよりも、数は絞られるがきちんと維持管理がされている施設が残ったほうが市民の皆様にとってよい状態なのではないかと思っている。施設を選ぶというのは難しいことではある。どのような施設でも利用者数はゼロではなく、継続を求める声があることも承知しているが、将来のまちづくりのためにも適正配置を進めていかなくてはいけないと思っている。

**【泉委員】**

人口減少を逆手にとって公共サービスによって人口を増やすという考え方もあるのではないか。人口が減るからとみんな減らして、誰も上越市に魅力を感じなくなったらどうするのか。逆にこういう施設があるから来てください。上越市民になってくださいというアプローチの仕方もやっていかないと人口が減ったから施設もなくす。上越市の人口がゼロになったら施設もゼロになる。極端に言うとそういう話に聞こえる。そうではなくて、こういう施設があるから上越市の魅力が高まる、それによって人口が増える。そういう意味で、もう一つの活動も必要なのではないか。

**【資産活用課：戸松副課長】**

泉委員がおっしゃったように、人口を増やすという施策も大事だと思う。施設も

人が来なくなるような、そこに住みたくなるような施設が大事なのではないかと、全くおっしゃるとおりだと思う。施設を充実させていくためにも施設の数は減らしていくが、残った施設を充実させていく。この施設があるから上越に住んでよかつたと思えるような施設が大事だと思う。すごく大事な観点だと思うので、そのようにできるように努力していきたいと思う。

**【渡邊委員】**

県営の施設で武道館があるが、あの施設の運営には上越市は全く関わりがないのか。

**【資産活用課：戸松副課長】**

そのとおりである。県立の武道館なので上越市の施設ではないのは間違いない。

**【渡邊委員】**

そのような施設は、全く市は関知しないということか。

**【資産活用課：戸松副課長】**

そのとおりである。市の権限が及ぶ範囲はない。

**【渡邊委員】**

承知した。

**【秋山会長】**

以上で、次第2 報告（1）公の施設の使用料等の見直しについてを終了する。

(資産活用課 退席)

— 次第3 事務連絡 —

**【秋山会長】**

次第3 事務連絡に入る。

事務局より説明を求める。

**【小池副所長】**

・今後の地域協議会の日程連絡

令和7年度 第5回地域協議会：11月19日（水）18：30から

第6回地域協議会：12月17日（水）18：30から

会場：ラーバンセンター第4研修室

【秋山会長】

- ・ただ今の説明について質問を求めるがなし

次回、この会で協議しなければならない提案がない状態である。そこで提案だが、和田区全域を対象として活動されている団体として二水会の存在は大変重要であり、話し合いでも名前があがることを踏まえて、一度二水会の方から来ていただい<sup>て</sup>て活動内容を伺う機会を設けてはいかがか。先方にはまだ何も打診していないので、次回の開催予定日に来ていただけるかどうか未定ではあるが、そういう方向性で調整してよいか、または、ほかの団体がよいのではないかという意見があれば伺いたい。二水会は福祉サービスのことに特化してやっていらっしゃる。意見がなければ日程を調整して改めて案内させていただく。

- ・全体をとおして質問等を求めるがなし

- ・会議の閉会を宣言

9 問合せ先

総合政策部 地域政策課 南部まちづくりセンター

TEL : 025-522-8831 (直通)

E-mail : nanbu-machi@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。